

投資信託説明書  
(交付目論見書)

2012.2.25

netWIN®

(注)「netWIN」はゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の登録商標です。

- 本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する「投資信託説明書(請求目論見書)」を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

[委託会社] ファンドの運用の指図を行う者

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第325号

[受託会社] ファンドの財産の保管および管理を行う者

三菱UFJ信託銀行株式会社

■照会先 ホームページ  
アドレス [www.gsam.co.jp](http://www.gsam.co.jp)

電話番号 03-6437-6000 (受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式))	年2回	北米	ファミリー ファンド	<Aコース>あり (フルヘッジ) ----- <Bコース>なし

上記は、社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。商品分類および属性区分の内容につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

- この目論見書により行うnetWIN ゴールドマン・サックス・インターネット戦略ファンドAコース(為替ヘッジあり) および netWIN ゴールドマン・サックス・インターネット戦略ファンドBコース(為替ヘッジなし) (以下両ファンドを総称して「本ファンド」といいます。)の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を平成24年2月24日に関東財務局長に提出しており、平成24年2月25日にその届出の効力が生じております。
- 本ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法に基づき、本ファンドでは商品内容の重大な変更を行う場合に、事前に投資家(受益者)の意向を確認する手続き等を行います。
- 本ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 請求目論見書は投資家の請求により販売会社から交付されます(請求を行った場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください)。
- 本書においてnetWIN ゴールドマン・サックス・インターネット戦略ファンドAコース(為替ヘッジあり)を「Aコース」、netWIN ゴールドマン・サックス・インターネット戦略ファンドBコース(為替ヘッジなし)を「Bコース」ということがあります。また、本ファンドおよびnetWIN ゴールドマン・サックス・インターネット戦略ファンド・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)を総称して「netWIN」ということがあります。
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

#### 委託会社の情報

委託会社名：ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

設立年月日：1996年2月6日

運用する証券投資信託財産の合計純資産総額：1兆94億円(2011年12月末現在)

資本金：4億9,000万円(2012年2月24日現在)

グループ資産残高(グローバル)：7,203億米ドル(2011年6月末現在)

## ファンドの目的

米国を中心とした「インターネット・トールキーパー」企業の株式への投資を通じて、信託財産の長期的な成長をめざします。

## ファンドの特色

### ファンドのポイント

- 1 主に米国を中心とした「インターネット・トールキーパー」企業の株式に投資することにより、信託財産の長期的な成長をめざします。
- 2 「インターネット・トールキーパー」企業とは、メディア、テレコミュニケーション、テクノロジー、インターネット関連セクターにおいて、インターネット企業やインターネット・ユーザーに対しアクセス、インフラ、コンテンツ、サービスを提供し、かつ、インターネット業界の成長により収益が上げられるとポートフォリオ・マネジャーが判断した企業とします。
- 3 「よりよい投資収益は、長期にわたって成長性の高い事業へ投資することにより獲得される」との投資哲学のもと、個別銘柄の分析を重視したボトム・アップ手法により銘柄選択を行います。

※「インターネット・トールキーパー」は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の登録商標です。本ファンドでは、「インターネット・トールキーパー」企業のほか、コスト構造、収益性、競争優位性の改善が期待できるインターネットのビジネス戦略を迅速に実践している企業や、ポートフォリオ・マネジャーが「持続可能なビジネス・モデルを持っている」と判断したインターネット企業の株式にも投資します。

※Aコースは、対円での為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。なお、為替ヘッジにはヘッジ・コストがかかります。ヘッジ・コストとは、為替ヘッジを行う通貨の金利と円の金利の差に相当し、円の金利が低い場合この金利差分収益が低下します。Bコースでは、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

※販売会社によっては、AコースとBコースの間でスイッチング(無手数料での乗換え)が可能です。ただし、換金時と同様に信託財産留保額および税金をご負担いただきます。なお、販売会社によっては、スイッチングのお取扱いを行わない場合があります。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

本ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。委託会社は、本ファンドおよびマザーファンドの運用をゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(投資顧問会社。以下「GSAMニューヨーク」といいます。)に委託します。GSAMニューヨークは運用の権限の委託を受けて、株式の運用を行います。なお、文脈上別に解す場合を除き、「本ファンド」にマザーファンドを含むことがあります。

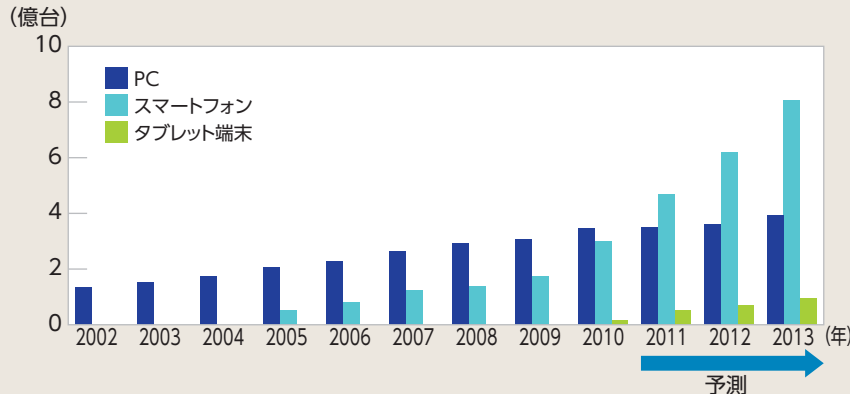
マザーファンドは、市場にて取引されている米国株式に主として投資しますが、信託財産の約25%を上限として米国以外の株式(エマージング諸国のマーケットの株式や米ドル建て以外の通貨建ての株式を含みます。)に投資することがあります。

## 〈ご参考〉netWINを取り巻く環境の変化

### 構造変化① スマートモバイルの拡大

- スマートフォンやタブレット端末などの台頭により、モバイル機器を通じたインターネットの利用機会がますます増加すると予想されます。
- インターネットの利用者拡大は、インターネット関連企業の収益機会の増加にもつながると考えられます。

#### 世界のPC、スマートフォン、タブレット端末の出荷台数の推移



#### スマートフォンとは

電話だけでなく、パソコンの機能を併せ持った高機能携帯電話。従来の携帯電話と比べて画面が大きく、ウェブサイトの閲覧がスムーズに行えるほか、ビジネス文書の閲覧・編集が可能である点が主な特徴です。

#### タブレット端末とは

液晶ディスプレイ等の表示部分にタッチパネルを搭載し、指で操作する板状の携帯情報端末の総称です。2010年にアップル社が開発したiPadに代表される多機能情報端末で、PCとスマートフォンの中間に位置づけられます。

出所：ゴールドマン・サックス経済調査部

期間：PC 2002年～2013年(2011年以降は予測) スマートフォン 2005年～2013年(2011年以降は予測) タブレット端末 2010年～2013年(2011年以降は予測)

上記は過去のデータおよび一時点における予測値であり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。経済、市場等に関する予測は、高い不確実性を伴うものであり、大きく変動する可能性があります。委託会社およびゴールドマン・サックス経済調査部は、予測値の達成を保証するものではありません。

### 構造変化② クラウド・コンピューティング

- 企業のIT効率化が進むなか、インターネットをベースとしたクラウド・コンピューティングの利用がますます活発化すると予想されます。

※クラウド・コンピューティングとは、インターネットをベースとしたアプリケーション等システムの新しい利用形態です。ユーザー企業はITシステムを資産として所有せず、従量課金制に基づいてサービス利用料金を支払う仕組みになっています。



上記は概念図です。

### 構造変化③ 拡大を続けるインターネット人口

- 先進国では、携帯電話は買い替え需要がほとんどを占めますが、アジアを中心とした新興国における携帯電話の普及率上昇により、世界の携帯電話市場は拡大を遂げています。
- 携帯電話などのインターネット接続機器の普及に伴い、インターネット人口は新興国を中心に拡大することが期待されます。
- 2030年の世界の中間所得層(一人当たりGDP:6,000～30,000米ドル)は、2008年に比べて約20億人が新たに加わると予測されています。(ゴールドマン・サックス経済調査部調べ)
- 新興国を中心とした所得水準の上昇に伴い、生活必需品から選択的消費へと消費パターンは変化します。中間所得層の拡大により、家電製品はもとよりハイテク機器の需要も増加すると考えられます。

上記のコメントや見解は本書作成時点での委託会社の見解であり、市場動向や資金動向その他の要因によっては今後予告なしに変更される可能性があります。また、経済、市場等に関する予測は、高い不確実性を伴うものであり、大きく変動する可能性があります。委託会社およびゴールドマン・サックス経済調査部は、予測値の達成を保証するものではありません。

# ファンドの目的・特色

## 銘柄選択のポイント

### インターネット・トールキーパー

本ファンドでは、インターネットの世界において、高速道路などの「料金所」のように「交通量」(=売上げ数量)の増加や「通行料」(=価格)の値上げによって収益を上げることのできる企業を「**インターネット・トールキーパー**」企業と呼び、これを主な投資対象とします。

なお、主に米国を中心とした「インターネット・トールキーパー」企業のほか、コスト構造、収益性、競争優位性の改善が期待できるインターネットのビジネス戦略を迅速に実践している企業へも投資を行います。



## netWIN の着眼点

### 1849年米国ゴールドラッシュの例

東海岸から多くの金採掘業者が、金の採掘による一攫千金を求め、西海岸に一斉に押し寄せた

金鉱に達しなかった金採掘業者

多くは夢の実現叶わず

- 金の採掘器具の製造業者
- 採掘者に衣料を供給した業者

財産を築いたケースあり

同様のアプローチ

### インターネット・トールキーパー企業

インターネット市場を支えるインフラ、アクセス、コンテンツ、サービスの提供企業



上記のセクター・商品・サービスの分類は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントが独自に調査しまとめたもので将来変更される可能性があります。本ファンドの投資先がこれらのセクターに限定されるものではなく、また今後本ファンドが上記セクターに投資することを保証するものではありません。

## ファンドの運用

本ファンドの運用は、GSAMニューヨークに属する米国グロース株式運用チームが主に担当します。

**投資哲学：よりよい投資収益は、長期にわたって成長性の高い事業へ投資することによって獲得される**

### 運用戦略

単なる株式売買ではなく、会社・事業を実際に買うかの如く投資します  
「株式の売買」というよりも、「成長ポテンシャルを持つ事業への投資」に近い戦略です。

質の高い成長企業・事業に投資します  
長期的かつ持続的な成長を実現できる体制を有する企業に投資します。

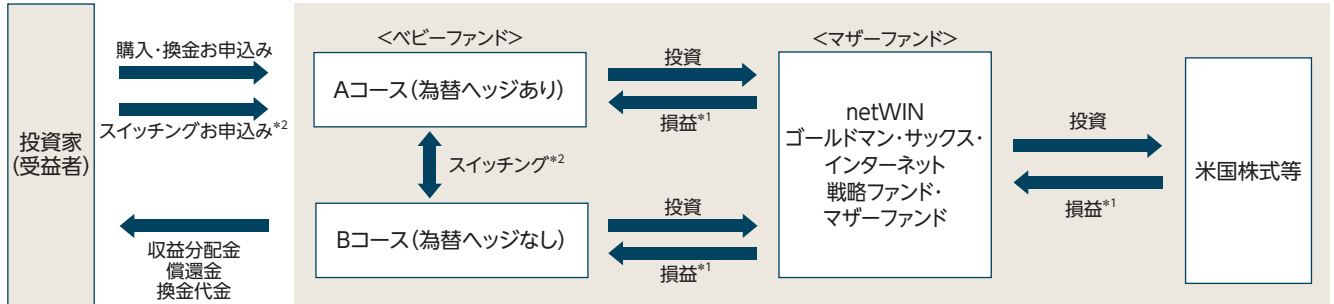
事業の本源的な価値が株価に織り込まれていない企業に投資します  
本源的な事業価値がまだ株価に十分に織り込まれていないと判断した企業に投資します。

※上記の戦略がその目的を達成できる保証があるわけではありません。



## ファンドの仕組み

本ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。ファミリーファンド方式とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を実質的に同一の運用方針を有するマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。ただし、ベビーファンドから有価証券等に直接投資することもあります。



\*1 損益はすべて投資家である受益者に帰属します。

\*2 販売会社によってはスイッチングのお取扱いを行わない場合があります。

## 主な投資制限

- 株式への投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への投資については、特に制限を設けません。
- デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

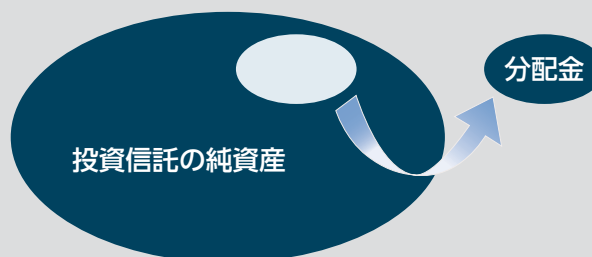
## ファンドの分配方針

原則として、年2回の決算時(毎年5月30日および11月30日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)に、配当等収益および売買益(評価益を含みます。)を中心に収益分配を行います。分配金額は、基準価額水準、市場動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。また、長期的な信託財産の成長に資するため、収益分配金は少額に抑えることを基本とします。

### 収益分配金に関わる留意点

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

### 投資信託で分配金が支払われるイメージ



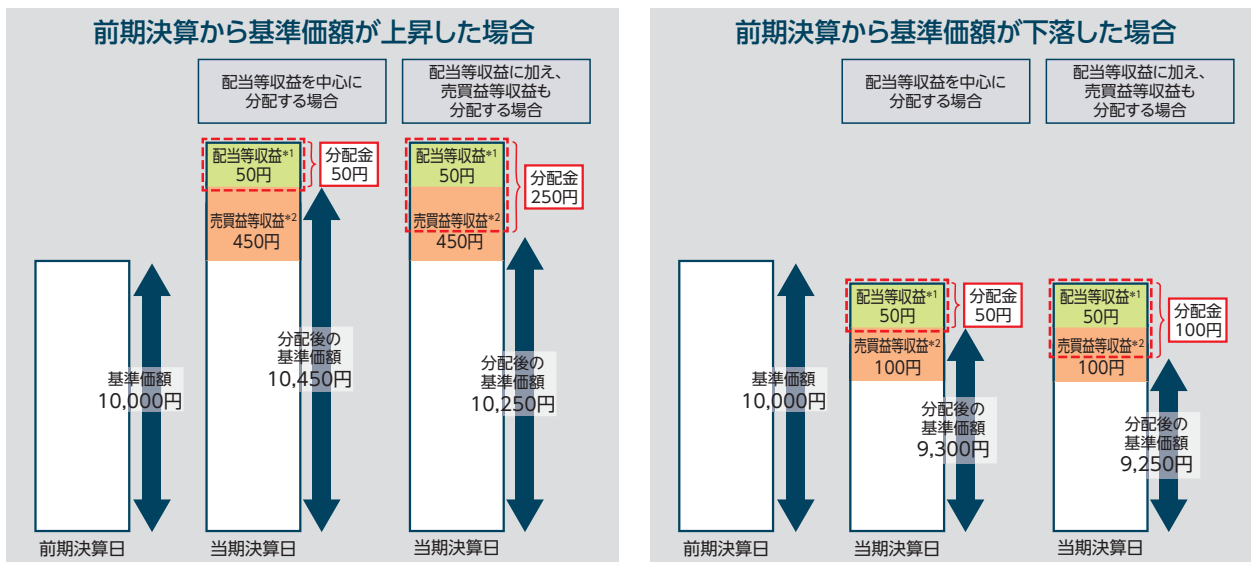
# ファンドの目的・特色

## 収益分配金に関する留意点(続き)

分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

本ファンドは以下の分配原資を分配対象とすることができます。

- ①経費控除後の利子・配当等収益(配当等収益)、②経費控除後の売買益(売買益等収益)、③経費控除後の評価益(売買益等収益)、④分配準備積立金(当該計算期間よりも前に累積した配当等収益および売買益等収益)、⑤収益調整金(信託の追加設定の際、追加設定をした価額から元本を差引いた差額分)



- \*1 配当等収益には分配準備積立金(当該期間よりも前に累積した配当等収益および売買益等収益)のうち配当等収益相当部分を含む場合があります。
- \*2 売買益等収益には分配準備積立金(当該期間よりも前に累積した配当等収益および売買益等収益)のうち売買益等収益相当部分および収益調整金を含む場合があります。

※上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

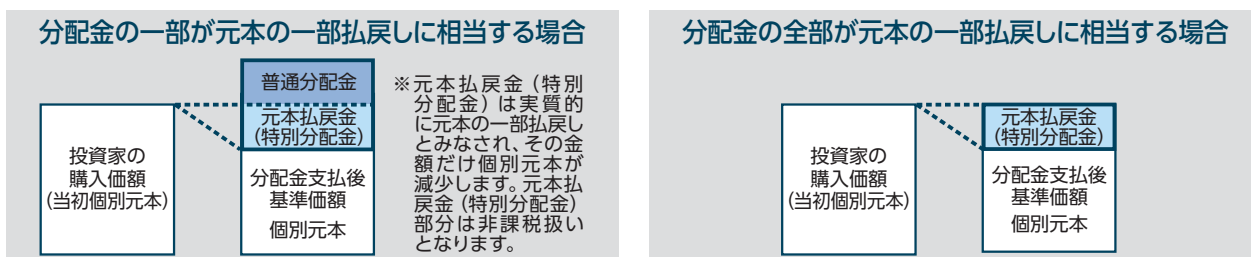
上記のような収益分配金の支払いの結果、投資家の投資元本または評価益を含む売買益の実質的な返還となる場合があります。収益分配金が経費控除後の配当等収益を超えた部分について、投資元本部分が減価することになります。かかる可能性の結果として、元本の保全性を追求される投資家の場合には、市場の変動等に伴う組み入れ資産の価値の減少だけでなく、収益分配金の支払いによる投資家への元本の返還により、本ファンドへの投資の価値が減少することに十分ご注意ください。

毎決算時に、基準価額水準、市場動向等を勘案して収益を分配します。ただし、基準価額水準、市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本(1万円=1万円)を下回る場合においても分配を行うことがあります。収益分配は、これを行わない場合と比較すると、その金額相当分、基準価額が低くなり、その影響により、換金時・償還時において元本割れとなる可能性があるほか、信託財産の成長性に影響する可能性があります。本ファンドが売買益(評価益を含みます。)から収益分配金を支払う場合には、かかる影響の程度がより大きくなる傾向があります。

本ファンドは、当該計算期間における配当等収益を超えて収益分配金を支払う場合があります。また、過去に累積した上記分配原資から分配を行う場合、個別の投資家のご購入の時期により実質的な投資元本の払戻しとなる場合があります。分配対象に相当するファンド資産は、通常、他の信託財産と同様に運用がなされており、収益分配金の支払いのために現金化あるいはポートフォリオ再構築を行うための追加的な取引が生じることによって、取引コスト等が発生することにご留意ください。

また、本ファンドが支払う分配金額の水準と、かかる分配金の支払いにより本ファンドの基準価額が減価すること、またその影響(複利効果の逸失)につき十分ご注意ください。

投資家のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の基準価額の値上がりや、支払われた分配金額より小さかった場合も実質的に元本の一部払戻しに相当することがあります。



普通分配金: 個別元本(投資家のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金: 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資家の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額(特別分配金)だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

## 基準価額の変動要因

投資信託は預貯金と異なります。本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額が変動します。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。

信託財産に生じた損益はすべてご投資家の皆さまに帰属します。

### 主な変動要因

#### 株式投資リスク(価格変動リスク・信用リスク)・集中投資リスク

本ファンドは、「インターネット・ホールキーパー」企業の株式を主要な投資対象としますので、本ファンドへの投資には、株式投資にかかる価格変動リスク等の様々なリスクが伴うこととなります。本ファンドの基準価額は、株式等の組入有価証券の値動きにより大きく変動することがあり、元金が保証されているものではありません。特に「インターネット・ホールキーパー」企業等の株式の下降局面では本ファンドの基準価額は大きく下落する可能性が大きいと考えられます。また、本ファンドは、一定の業種に対してより大きな比重をおいて投資を行いますので、業種をより分散した場合と比較して、ボラティリティが高くより大きなリスクがあると考えられます。一般には株価は、個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況に応じて変動します。したがって、本ファンドに組入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があります。現時点において株価が上昇傾向であっても、その傾向が今後も継続する保証はありません。また、発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。

#### 為替リスク

本ファンドは、外貨建ての株式を主要な投資対象としますので、本ファンドへの投資には為替変動リスクが伴います。とりわけ、対円で為替ヘッジを行わないBコースでは為替変動の影響を直接的に受け、円高局面ではその資産価値を大きく減少させる可能性があります。Aコースは、対円で為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替ヘッジを行うにあたりヘッジ・コストがかかります。(ヘッジ・コストとは、為替ヘッジを行う通貨の金利と円の金利の差に相当し、円の金利のほうが低い場合、この金利差分収益が低下します。)

## その他の留意点

本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

## リスク管理体制

運用チームとは独立したマーケット・リスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームと独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、委託会社のリスク検討委員会に報告します。

リスク検討委員会は、法務部、コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。



最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

2011年11月30日現在

### 基準価額・純資産の推移

**Aコース** 2001年12月3日～2011年11月30日(設定日:1999年11月29日)



**Bコース** 2001年12月3日～2011年11月30日(設定日:1999年11月29日)



### 基準価額・純資産総額

	Aコース	Bコース
基準価額	4,888円	4,877円
純資産総額	80.5億円	218.5億円

### 期間別騰落率(%) (税引前分配金再投資)

期間	1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年	3年	5年	設定来
Aコース	-10.84	-4.88	-18.94	-13.88	68.49	9.99	-51.12
Bコース	-10.27	-2.95	-21.63	-20.14	38.95	-23.55	-51.23

### 分配の推移(円) (1万口当たり、税引前)

決算日	09 11/30	10 5/31	10 11/30	11 5/30	11 11/30	設定来累計
Aコース分配金	0	0	0	0	0	0
Bコース分配金	0	0	0	0	0	0

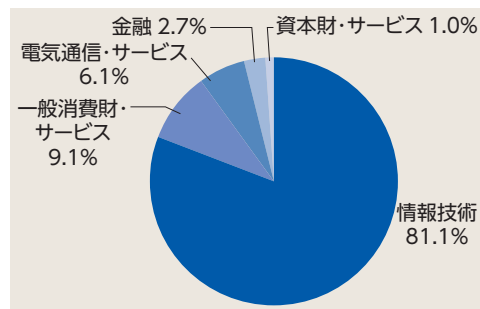
- 税引前分配金再投資後基準価額および期間別騰落率(税引前分配金再投資)とは、本ファンドの決算時に収益の分配があった場合に、その分配金(税引前)で本ファンドを購入(再投資)した場合の基準価額および騰落率です。
- 運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

### 主要な資産の状況

#### 組入上位銘柄

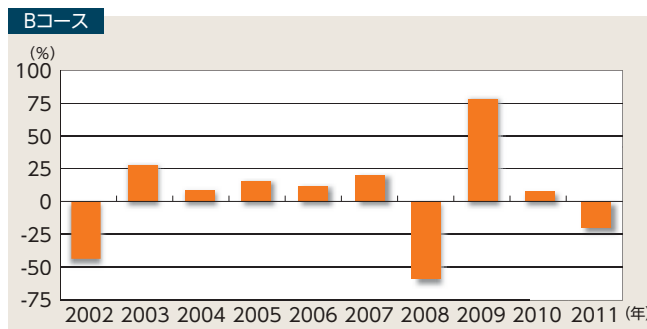
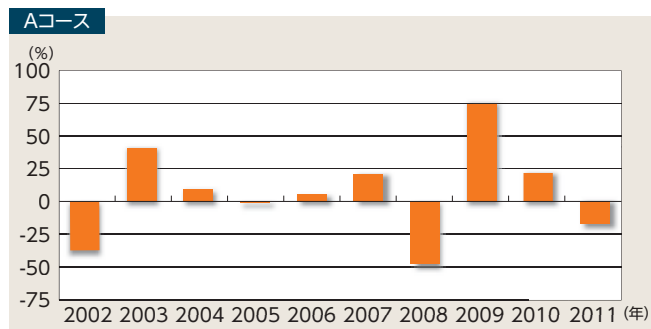
	銘柄	セクター*	Aコース	Bコース
1	アップル	情報技術	9.3%	9.2%
2	グーグル	情報技術	6.6%	6.5%
3	クアルコム	情報技術	6.3%	6.2%
4	ネットアップ	情報技術	4.3%	4.2%
5	ラックスペース・ホスティング	情報技術	4.2%	4.1%
6	アンフェノール	情報技術	4.0%	3.9%
7	オラクル	情報技術	3.8%	3.7%
8	セールスフォース・ドットコム	情報技術	3.4%	3.4%
9	SBAコミュニケーションズ	電気通信サービス	3.0%	3.0%
10	ザイリンクス	情報技術	3.0%	3.0%

#### セクター別構成比\*



※上記はマザーファンドの対株式合計構成比率です。  
\*セクターは、Global Industry Classification Standard(GICS®)(世界産業分類基準)のセクター分類を使用しています。

### 年間収益率の推移



- 本ファンドの収益率は、分配金(税引前)を再投資したものと算出しています。
- 2011年は1月から11月末までの騰落率を表示しています。

## お申込みメモ

購 入 単 位	販売会社によって異なります。
購 入 価 額	購入申込日の翌営業日の基準価額
購 入 代 金	販売会社が指定する日までにお支払いください。
換 金 単 位	販売会社によって異なります。
換 金 価 額	換金申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額
換 金 代 金	原則として換金申込日から起算して5営業日目から、お申込みの販売会社を通じてお支払いいたします。
購 入 ・ 換 金 申 込 不 可 日	ニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行の休業日(以下「ニューヨークの休業日」といいます。)
申 込 締 切 時 間	「ニューヨークの休業日」を除く毎営業日の原則として午後3時まで
購 入 の 申 込 期 間	2012年2月25日から2013年2月22日まで (申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。)
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、1顧客1日当たり10億円を超える大口のご換金は制限することがあります。
購 入 ・ 換 金 申 込 受 付 の 中 止 お よ び 取 消	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情があるときは、ご購入およびご換金の受付を中止または既に受付けたご購入およびご換金のお申込みを取消す場合があります。
信 託 期 間	原則として無期限(設定日:1999年11月29日)
繰 上 償 還	受益権の総口数が各コースについて30億口を下回ることとなった場合等には繰上償還となる場合があります。
決 算 日	毎年5月30日および11月30日(ただし、休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	年2回の決算時に原則として収益の分配を行います。販売会社によっては分配金の再投資が可能です。
信託金の限度額	各コースにつき5,000億円を上限とします。
公 告	公告を行う場合は日本経済新聞に掲載します。
運 用 報 告 書	年2回(5月および11月)の決算時および償還時に、期中の運用経過などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対してお渡しいたします。
ス イ ッ チ ン グ	販売会社によっては、AコースとBコースの間でスイッチング(無手数料での乗換え)が可能です。 ※換金時と同様に、信託財産留保額および税金をご負担いただきます。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

## ファンドの費用・税金

### ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用				
購入時	購入時手数料	購入申込日の翌営業日の基準価額に、 <b>3.15%(税込)</b> を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。		
換金時	信託財産留保額	換金申込日の翌営業日の基準価額に対して	<b>0.3%</b>	
投資者が信託財産で間接的に負担する費用				
毎日	運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額に対して		
		<b>年率1.995%(税込)</b>		
		(内訳)		
		各販売会社の取扱に係る 純資産総額	委託会社	販売会社
	100億円未満の部分	年率1.050% (税込)	年率0.840% (税込)	年率0.105% (税込)
	100億円以上の部分	年率0.840% (税込)	年率1.050% (税込)	年率0.105% (税込)
※運用管理費用は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。				
	信託事務の 諸費用	監査費用、印刷費用など信託事務の諸費用が信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を上限として定率で日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。		
随時	その他の費用・ 手数料	有価証券売買時の売買委託手数料や資産を外国で保管する場合の費用等 上記その他の費用・手数料は、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。		

※上記の手数料等の合計額については、ご投資家の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## 税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金	
分配時	所得税および 地方税	配当所得として課税	普通分配金に対して10%
換金(解約)時および 償還時	所得税および 地方税	譲渡所得として課税	換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して10%

上記は、2012年2月24日現在のものです。2013年1月1日以降は10.147%となる予定です。なお、税法が改正された場合には、税率等が変更される場合があります。また、法人の場合は上記とは異なります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

Goldman  
Sachs

Asset  
Management

netWIN ゴールドマン・サックス・インターネット戦略ファンド Aコース(為替ヘッジあり) / Bコース(為替ヘッジなし)